山形市国際交流等民間活動団体登録について



1 目 的

国際交流関連団体が民間活動室を利用し、活発に活動を行なうことができるように予約先取りなど、一般団体より優先して利用できる環境を提供しています。

2 登録メリット

- (1) 民間活動室使用申請を,一般団体より1月早く受け付けます。 (使用日の属する月の前2月の初日。一般は前1月の初日)
- (2) 民間活動室前ロッカーを使用することができます。(但し,数に限りがあります)
- (3) 市ホームページ等で団体の活動を紹介します。

3 登録条件

登録には下記条件が必要になります。

- (1) 5人以上の構成員を有していること。
- (2) 団体としての目的を有し、かつ、計画に基づく事業を実施していること。
- (3) 代表者がこの市に住所を有し、又はこの市に在勤若しくは在学していること。
- (4) 営利を目的とする団体でないこと。

4 登録方法

- (1) 登録を受けようとする方は、3の項目条件を満たした上で、「山形市国際交流民間活動団体登録申請書」(様式第5号)を提出してください。
- (2) 申請に基づき、適当であると認めるときは、民間活動団体登録台帳に登録するとともに、「山形市国際交流等民間活動団体登録証」(様式第6号)を交付します。

5 登録の変更・辞退

- (1) 民間活動団体登録台帳の記載事項に変更が生じた団体は、その旨を速やかに届け出てください。
- (2) 団体が登録の継続を希望しなくなったときは、その旨を速やかに届け出てください。その際、登録証の返却をお願いいたします。

6 登録有効期間

登録年度の翌年度末日(3月31日)までとなります。継続希望される場合は、再度、「山形市国際交流民間活動団体登録申請書」(様式第5号)の提出をお願いいたします。

※ 申請書等(様式1~6)は、国際交流センターにあります。郵送もいたします。 また、市HPからのダウンロードも可能です。

◇◆申し込み/問い合わせ◆◇

山形市国際交流センター(霞城セントラル2階) ☎023-647-2275

